

## 記入上の注意 - 出生届

記入に際しての留意事項は次の通りです。よく読んで間違いのないようにお書きください。

- ① 出生届は、記載例に従って記入して下さい。
- ② 出生届の際のお子様の姓は日本の姓（日本の戸籍上の苗字）になります。  
お子様の名については、フランスの出生証明書の名前と日本側へ届け出る名前（戸籍に記載する名前）が異なる場合には、出生届の「その他欄」に次のようにお書きいただく必要があります。  
（例）仏側の出生届証明書の名は、「マノン 恵」と記載されているが、  
日本側には「マノン」と届出る。  
  
なお、戸籍の氏名には、「・」「ー」「=」「、」等の記号は記載されませんので、お書きにならないで下さい。
- ③ 外国人親の氏名は姓を先に、名は出生証明書の記載どおり省略せずにカタカナでお書き下さい。  
お子様の名前と同様、記号は記載されませんので、お書きにならないでください。
- ④ フランスの地名は、パリ市以外は、“フランス国”の後に県名を入れて下さい。  
例：フランス国オードセーヌ県クリシー市ニコロ通り1番地  
フランス国パリ市第16区ニコロ通り1番地
- ⑤ 届出用紙には印鑑又は拇印（右手親指）で記載例の通り押印して下さい。
- ⑥ 母が戸籍の筆頭者になっていない場合には、お子様の出生により新しい戸籍が編製されることになっています。  
出生届の「その他」欄に、「子の出生により母と子について下記のとおり新戸籍を編製する」と記載し、新しい本籍地を決めたうえで書き下さい。

お子様の出生が戸籍に記載されるまで約2ヶ月かかります。その項を見計らって戸籍謄本をお取り寄せになるなどして必ず確認して下さい。